**契約書（案）**

１　賃貸借物件　ヘルプデスク用パソコン 一式

　　　　　　　　（以下「システム」という。）

２　賃貸借期間　令和７年２月１日から令和１２年１月３１日

３　契約金額　　\　,　　,　　- （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\　,　,　-）

　　　　　　　内訳

　　令和６年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

　　令和７年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

　　令和８年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

　　令和９年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

　　令和10年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

　　令和11年度　\　,　,　- （月額\　,　-）

４　契約保証金

　上記リース契約について、大分県知事　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項によりリース契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　この契約は、乙がその所有するシステムを甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第２条　契約対象となるシステムの明細及び納入場所は、別に定める「要求仕様書」のとおりとする。

（賃貸借料の支払い）

第３条　賃貸借料の月額は、　,　円（うち消費税　,　円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となるときは、一月を３０日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

２　乙は、毎月末までに前月分賃貸借料を甲に請求するものとする。

３　甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から起算して３０日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

（管理義務）

第４条　甲は、システムを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

（通知義務）

第５条　甲は、システムについて盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

（機密の保持）

第６条　甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

 （１）秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

 （２）秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

２　甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、本賃貸借契約を履行するうえで取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する　法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）について、別記「機密保持及び個人情報　保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じな　ければならない。

（権利の移転）

第８条　乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

（再委託）

第９条　乙は、本業務における自己の役割の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本契約の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りでない。

２　前項の場合、乙は、自らの責任で再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

（保守）

第１０条　乙は、システムの正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

２　乙は、システムの故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、システムの故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

（保守方法）

第１１条　前条に定める措置の方法は、別に定める「要求仕様書」のとおりとする。

（損害賠償）

第１２条　乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（動産総合保険）

第１３条　乙は、システムに対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

２　甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

３　甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

（２）天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

（３）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

２　前項第１号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

（回収）

第１５条　賃貸借期間の満了又は契約解除によるシステムの返還に要する撤、荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第１６条　本契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（特約事項）

第１７条　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

　本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　大分県大分市大手町３－１－１

 大分県知事　　佐　藤　　樹　一　郎

 　　　　 乙